

随意契約及び比較見積省略理由書

狭山水みらいセンターの焼却炉設備工事は、株式会社荏原製作所と株式会社神戸製鋼所の2社JVの施工で納入されています。

2社JVそれぞれの施工内訳は、株式会社荏原製作所が焼却炉本体部分を施工し、株式会社神戸製鋼所が焼却炉設備の排ガス処理部分を施工しています。

本工事は、狭山水みらいセンターに設置されている焼却炉本体に付随するケーキ投入機が経年劣化により不具合が発生している為、不良部品の取替を行い本来の機能を回復させるものです。

当該機器はいわゆる汎用機器ではなく、製作会社固有の技術に基づいて設計・製作されたものです。

従って本工事を実施するには、設計、製作技術に関する知見、高度な診断能力、不具合に対する処置検討能力及び補修工事に伴う交換部品の入手と熟練した技術者の確保が必要であるため、他者では実施できないものです。

以上のことから、本工事を実施できるのは当該機器の設計・製作を実施した株式会社荏原製作所から保守・点検業務を事業承継された水ingエンジニアリング株式会社西日本支店（旧「水ing株式会社」）以外になく、同社より見積を徴収することとし、その見積価格が予定価格内であった場合、地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号の規定により同社と随意契約を締結するものです。

また、大阪府財務規則の運用第62条関係第2項第1号の規定により、比較見積を省略することとします。